平成２２年（フ）第１１０９号
さいたま市緑区原山２丁目24番２号　原山マンション401
債務者　村山　恵美（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４１号
さいたま市南区太田窪２丁目15番19号
債務者　稲垣　勝巳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４８号
埼玉県川口市芝園町３番２―1120号
債務者　若林ヂェーユーこと　劉　　倢妤
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８９号
堺市北区北花田町３丁20番地２　ラ・ミアカーサウーノ409号
債務者　藤川しずか
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
岩手県奥州市江刺区伊手字寺地62番地
債務者　山崎　敬規（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野１番地６ガーデンハウスサンフラワーＢ棟202号室、旧住所岩手県奥州市江刺区藤里字梁場33番地
債務者　朽木　理香
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５７号
岩手県奥州市水沢区字日高西29番地１メゾン・ドゥ・ディラ107号、旧住所岩手県奥州市水沢区中上野町９番２号駒形荘５号室
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９４６号
さいたま市南区大字大谷口1838番地
債務者　奥　五三男
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８４号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番20―201号　メゾンドール鴻巣
債務者　斎藤　広見
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
埼玉県上尾市大字瓦葺1469番地４、旧住所さいたま市大宮区上小町173番地　ツインレジデンス201
債務者　田口　憲一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
さいたま市中央区鈴谷７丁目９番10号　新村ハイツ101号
債務者　大久保茂人
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７４号
埼玉県蕨市塚越４丁目３番７号　ドミール彩華202号
債務者　佐藤　直正
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１８号
埼玉県蓮田市上２―７―18、住民票上の住所埼玉県蓮田市大字蓮田1011番地　グランハイム稲葉Ｃ―101号
債務者　山崎　慶子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４３号
さいたま市大宮区三橋４丁目４番地14
債務者　内村真由美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５４号
さいたま市中央区上峰２丁目２番４号　榎本ハイツ308号、住民票上の住所大阪市西淀川区大和田５丁目11番１号２Ｆ
債務者　塩　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
埼玉県越谷市大字袋山764番地３
債務者　實川　良江
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
埼玉県三郷市三郷１―12―７　グランドールM102号室、住民票上の住所埼玉県越谷市南町１丁目19番18号
債務者　西村　春治
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係